# 参考資料1-1

(平成30年8月30日第9回 同一労働同一賃金部会配布資料)

同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台 (短時間・有期雇用労働者に関する部分)

たたき台

同一労働同一賃金ガイドライン案(平成28年12月20日)

#### 〇厚生労働省告示第 号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に 関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の十一及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成五年法律第七十六号)第十五条第一項の規定に基づき、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針を次のように定める。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇 の禁止等に関する指針

### 第1目的

この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号。以下「短時間・有期雇用労働法」という。)第八条及び第九条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第三十条の三及び第三十条の四に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態に関わ

制定文を追記

# 同一労働同一賃金ガイドライン案

平成 28 年 12 月 20 日

# 1. 前文

(目的)

〇本ガイドライン案は、正規か非正規かという雇用形態にかかわらない均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて策定するものである。同一労働同一賃金は、いわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。

らない公正な待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて定め るものである。同一労働同一賃金は、同一の事業主における通常の 労働者と短時間・有期雇用労働者等との間の不合理と認められる待 遇の相違及び差別的取扱い等(以下「不合理な待遇の相違等」とい う。)の解消を目指すものである。

もとより賃金等の待遇は労使によって決定されることが基本で ある。しかし、我が国においては、通常の労働者と短時間・有期雇 用労働者等との間には、欧州と比較して大きな待遇の相違がある。 政府としては、この問題への対処に当たり、同一労働同一賃金の考 え方が広く普及しているといわれる欧州の制度の実態も参考**と** ながら政策の方向性等を検証した結果、それぞれの国の労働布場全 体の構造に応じた政策とすることが重要であるとの示唆を得た。

我が国においては、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方には 様々な要素が組み合わされている場合も多いため、同一労働同一賃 金の実現に向けて、まずは、各事業主において、職務や能力等の内 容の明確化とその職務や能力等の内容と賃金等が待遇との関係を 含めた待遇の体系全体を、短時間・有期雇用労働者等を含む労使の 話し合いによって確認し、短時間・有期雇用労働者等を含む労使で 共有することが肝要である。

今後、各事業主が職務や能力等の内容の明確化及びその公正な評 価を実施し、それに基づく待遇の体系を、労使の話し合いにより、 可能な限り速やかに、かつ計画的に構築していくことが、同一労働 同一賃金の実現には望ましい。

#### 建議に合わせて追記

- ○₺とより賃金等の処遇は労使によって決定されることが基本で **ある。しかし、我が国においては正規雇用労働者と非正規雇用** 労働者の間には欧州と比較して大きな処遇差がある。政府とし ては、この問題の対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が 広く普及しているといわれる欧州制度の実態も参考としながら 検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政 策とすることが重要との示唆を得た。
- ○我が国の場合、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方が様々な 要素が組み合わされている場合も多いため、同一労働同一賃金 の実現に向けて、まずは、各企業において、職務や能力等の明 確化とその職務や能力等と賃金等の待遇との関係を含めた処遇 体系全体を労使の話し合いによって、それぞれ確認し、非正規 雇用労働者を含む労使で共有することが肝要である。
- ○今後、各企業が職務や能力等の内容の明確化と、それに基づく 公正な評価を推進し、それに則った賃金制度を、労使の話し合 いにより、可能な限り速やかに構築していくことが、同一労働 同一賃金の実現には望ましい。
- 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者等との間の不合理な待遇 | 〇不合理な待遇差の解消に向けては、賃金のみならず、福利厚

<u>の相違等</u>の解消に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成、能力の開発及び向上等を含めた取組が必要であり、特に、<u>職業能力の開発及び向上の機会の拡大は、短時間・有期雇用労働者等の職業に必要な技能及び知識の蓄積</u>により、それに対応した職務の高度化や通常の労働者への転換を見据えたキャリアパスの構築等と相まって、生産性の向上と短時間・有期雇用労働者等の待遇の改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

このような<u>通常の労働者と短時間・有期雇用労働者等と</u>の間の不合理な待遇<u>の相違等</u>の解消の取組を通じて、<u>労働者が</u>どのような雇用形態<u>及び就業形態</u>を選択しても納得が得られる<u>待遇</u>を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指す。

なお、短時間・有期雇用労働法第八条及び第九条並びに労働者派遣法第三十条の三においては、通常の労働者のそれぞれと短時間・有期雇用労働者等との間で不合理な待遇の相違等の解消が求められることとなる。このため、事業主が、雇用管理区分を新たに設け、当該雇用管理区分に属する通常の労働者の待遇の水準を他の通常の労働者よりも低くしたとしても、当該他の通常の労働者と短時間・有期雇用労働者等との間でも不合理な待遇の相違等を解消する必要がある。また、事業主が、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者等との間で職務の内容等を分離した場合であっても、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者等の間で不合理な待遇の相違等を解消する必要がある。

さらに、同一労働同一賃金の目的は、短時間・有期雇用労働者等

生、キャリア形成・能力開発などを含めた取組が必要であり、特に、<u>能力開発機会の拡大は、非正規雇用労働者の能力・スキル開発</u>により、生産性の向上と<u>処遇</u>改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

〇このような<u>正規雇用労働者</u>と<u>非正規雇用労働者</u>の間の不合理な 待遇<u>差</u>の解消の取<u>り組み</u>を通じて、どのような雇用形態を選択 しても納得が得られる<u>処遇</u>を受けられ、多様な働き方を自由に 選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃 することを目指すものである。

## 参・附帯決議三十三を受け追記

(「低処遇の通常の労働者に関する雇用管理区分を新設したり職務分離等を行ったりした場合でも、非正規雇用労働者と通常の労働者との不合理な待遇の禁止規定や差別的取扱いの禁止規定を回避することはできないものである旨を、指針等において明らかにすることについて、労働政策審議会において検討を行うこと。」)

の待遇の改善である。事業主が、通常の労働者と短時間・有期雇用 労働者等との間の不合理な待遇の相違等の解消に対応するため、就 業規則を変更することにより、その雇用する労働者の労働条件を不 利益に変更する場合、労働契約法(平成十九年法律第百二十八号) 第九条の規定に基づき、原則として、労働者と合意する必要がある。 また、労働者と合意することなく、就業規則の変更により労働条件 を労働者の不利益に変更する場合、当該変更は、労働契約法第十条 の規定に照らして合理的なものである必要がある。ただし、同一労 働同一賃金の目的に鑑みれば、事業主が通常の労働者と短時間・有 期雇用労働者等との間の不合理な待遇の相違等を解消するに当た っては、基本的に、各事業主の労使で合意することなく通常の労働 者の待遇を引き下げることは、望ましい対応とはいえないことに留 意すべきである。

# 第2 基本的考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者等との間に 待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。事業主が、第4から第7までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる可能性がある。なお、本指針に原則となる考え方が示されていない待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇の相違等を解消する必要がある。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事

#### 参・附帯決議三十二を受け追記

(「パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の 三法改正による同一労働同一賃金は、非正規雇用労働者 の待遇改善によって実現すべきであり、各社の労使によ る合意なき通常の労働者の待遇引下げは、基本的に三法 改正の趣旨に反するとともに、労働条件の不利益変更法 理にも抵触する可能性がある旨を指針等において明らか にし、その内容を労使に対して丁寧に周知・説明を行う ことについて、労働政策審議会において検討を行うこ

(ا،ع

# (ガイドライン案の趣旨)

○本ガイドライン案は、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかを示したものである。この際、典型的な事例として整理できるものについては、問題とならない例・問題となる例という形で具体例を付した。なお、具体例として整理されていない事例については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれる。

情に応じて議論していくことが望まれる。

#### 法律が成立したためこの段落は削除

加えて、短時間・有期雇用労働法第八条及び第九条並びに労働者派遣法第三十条の三及び第三十条の四は、同一の事業主における通常の労働者と短時間・有期雇用労働者等との間の不合理な待遇の相違等を対象とするものであり、この指針は、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者等との間に実際に待遇の相違が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的にみて待遇の相違が存在しない場合については、この指針の対象ではない。

定義規定を追加

# 第3 定義

- (1)「短時間労働者」とは、短時間・有期雇用労働法第二条第一項に規定する短時間労働者をいう。
- (2)「有期雇用労働者」とは、短時間・有期雇用労働法第二条第 二項に規定する有期雇用労働者をいう。
- (3)「派遣労働者」とは、労働者派遣法第二条第二号に規定する 派遣労働者をいう。
- (4)「短時間・有期雇用労働者等」とは、短時間・有期雇用労働法 第二条第三項に規定する短時間・有期雇用労働者及び労働者派遣 法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。
- (5)「通常の労働者」とは、短時間・有期雇用労働法第八条及び

- ○<u>今後、この政府のガイドライン案をもとに、法改正の立案作業を進め、本ガイドライン案については、関係者の意見や改正法</u> 案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定する。
- 〇<u>また、本ガイドライン案</u>は、同一の<u>企業・団体における、正規</u> 雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇<u>差を是正することを目的としているため、正規雇用労働者と非正規雇用労働者</u>の間に実際に待遇<u>差</u>が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的に<u>見</u>て待遇<u>差</u>が存在しない場合については、<u>本ガイドライン案は</u>対象<u>としていない</u>。

いわゆる正規雇用労働者を表す法令上の文言は「通常の労働者」であることから、 「無期雇用フルタイム労働者」の文言を 「通常の労働者」に置き換え 第九条の通常の労働者並びに労働者派遣法第三十条の三及び第 三十条の四の通常の労働者、すなわち、いわゆる正規型の労働者 その他無期雇用フルタイム労働者(事業主と期間の定めのない労 働契約を締結している労働者(以下「無期雇用労働者」という。) のうち一週間の所定労働時間が最も長い無期雇用労働者(業務の 種類ごとに一週間の所定労働時間が異なる場合にあっては、業務 のそれぞれにおいて一週間の所定労働時間が最も長い無期雇用 労働者を含む。))をいう。

### 第4 短時間・有期雇用労働者

短時間・有期雇用労働者については、その待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、②当該職務の内容及び配置の変更範囲、③その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない(短時間・有期雇用労働法第八条)。

また、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならない(同法第九条)。

2. 有期雇用労働者及びパートタイム労働者

原則となる法律上のルールを説明

短時間・有期雇用労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び 具体例は次のとおりである。

- 1 基本給
- (1)基本給について、労働者の<u>能力又は経験</u>に応じて支給する場合

基本給について、労働者の<u>能力又は経験</u>に応じて支給する場合、<u>通常の労働者</u>と同一の<u>能力又は経験を有する短時間・有期雇用労働者</u>には、<u>能力又は経験</u>に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、<u>能力又は経験</u>に一定の<u>相違</u>がある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

#### (問題とならない例)

イ 基本給について、労働者の<u>能力又は経験</u>に応じて支給しているA社において、ある能力の向上のための特殊なキャリアコースを設定している。<u>通常の労働者</u>であるXは、このキャリアコースを選択し、その結果としてその能力を習得した。<u>短時間</u>労働者であるYは、その能力を習得していない。A社は、その能力に応じた基本給をXには支給し、Yには支給していない。

# (1)基本給

①基本給について、労働者の<u>職業経験・能力</u>に応じて支給しようとする場合

基本給について、労働者の職業経験・能力に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の職業経験・能力を蓄積している有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、職業経験・能力に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、蓄積している職業経験・能力に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

## <問題とならない例①>

・基本給について労働者の職業経験・能力に応じて支給しているA社において、ある職業能力の向上のための特殊なキャリアコースを設定している。無期雇用フルタイム労働者であるXは、このキャリアコースを選択し、その結果としてその職業能力を習得した。これに対し、パートタイム労働者であるYは、その職業能力を習得していない。A社は、その職業能力に応じた支給をXには行い、Yには行っていない。

<問題とならない例②>

ロ <u>A</u>社においては、定期的に職務<u>の</u>内容<u>及び</u>勤務地<u>の</u>変更がある<u>通常の労働者</u>の総合職である X は、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、職務<u>の</u>内容<u>及び</u>配置に変更のない<u>短時間</u>労働者である Y のアドバイスを受けながら、Y と同様の定型的な<u>業務</u>に従事している。<u>A</u>社は X に対し、キャリアコースの一環として従事させている定型的な業務における<u>能力又は経験</u>に応じることなく、Yに比べ基本給を高くしている。

- ハ <u>A</u>社においては、<u>同一の</u>職場で同一の業務<u>に従事</u>している有期雇用労働者である X と Y のうち、<u>能力又は経験</u>が一定の水準を満たした Y を定期的に職務<u>の</u>内容<u>及び</u>勤務地に変更がある通常の労働者に登用し、<u>その後、</u>職務<u>の</u>内容や勤務地に変更があることを理由に、X に比べ<u>基本給を高く</u>している。
- 二 <u>A</u>社においては、<u>同一の能力又は経験を有する通常の労働者</u>である X と <u>短時間</u>労働者である Y がいるが、 X と Y に共通して適用される基準を設定し、<u>就業の時間帯や就業日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十</u>八号)に規定する休日(以下「土日祝日」という。)か否か等の

・<u>B</u>社においては、定期的に職務内容<u>や</u>勤務地変更がある 無期雇用フルタイム労働者の総合職である X は、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、職務内容と配置に変更のないパートタイム労働者である Y のアドバイスを受けながら Y と同様の定型的な<u>仕事</u>に従事している。<u>B</u>社は X に対し、キャリアコースの一環として従事させている定型的な業務における<u>職業経験・能力</u>に応じることなく、Y に比べ<u>高額の基</u>本給を支給している。

#### <問題とならない例③>

・<u>C</u>社においては、<u>同じ</u>職場で同一の業務<u>を担当</u>している 有期雇用労働者である X と Y のうち、<u>職業経験・能力</u>が一 定の水準を満たした Y を定期的に職務内容<u>や</u>勤務地に変更 がある<u>無期雇用フルタイム労働者</u>に登用し、<u>転換後の賃金</u> <u>を</u>職務内容や勤務地に変更があることを理由に、X に比べ 高い賃金水準としている。

#### <問題とならない例④>

・<u>D</u>社においては、<u>同じ職業経験・能力の無期雇用フルタイム労働者</u>である X と パートタイム労働者である Y がいるが、<u>就業時間について、その時間帯や土日祝日か否かなどの違いにより、</u> X と Y に共通に適用される基準を設定し、 時給(基本給)に差を設けている。 違いにより、時間当たりの基本給に差を設けている。

#### (問題となる例)

基本給について、労働者の<u>能力又は経験</u>に応じて支給している<u>A</u>社において、<u>通常の労働者</u>である X が有期雇用労働者である Y に比べて多くの経験を有することを理由として、 X に対し、 Y よりも<u>基本給を高く</u>しているが、 X のこれまでの経験は X の現在の業務に関連性を持たない。

(2)基本給について、労働者の業績<u>又は</u>成果に応じて支給する場合

基本給について、労働者の業績<u>又は</u>成果に応じて支給する場合、<u>通常の労働者</u>と同一の業績<u>又は</u>成果を<u>有する短時間・有期雇</u>用労働者には、業績<u>又は</u>成果に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、業績<u>又は</u>成果に一定の<u>相違</u>がある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

なお、基本給とは別に、労働者の業績又は成果に応じた手当を 支給する場合も同様である。

#### (問題とならない例)

イ 基本給の一部について、労働者の業績<u>又は</u>成果に応じて支給しているA社において、<u>所定労働時間が通常の労働者の半</u>分の短時間労働者であるXに対し、その販売実績が通常の労

#### <問題となる例>

- ・基本給について労働者の<u>職業経験・能力</u>に応じて支給している<u>E</u>社において、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>である X が有期雇用労働者である Y に比べて多くの<u>職業</u>経験を有することを理由として、 X に対し<u>て</u>、 Y よりも<u>多額の支給を</u>しているが、 X のこれまでの<u>職業</u>経験は X の現在の業務に関連性を持たない。
- ②基本給について、労働者の業績<u>・</u>成果に応じて支給しようとする場合

基本給について、労働者の業績・成果に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の業績・成果を出している有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、業績・成果に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、業績・成果に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

### <問題とならない例①>

・基本給の一部について労働者の業績・成果に応じて支給しているA社において、フルタイム労働者の半分の勤務時間のパートタイム労働者であるXに対し、無期雇用フルタイム労働者に設定されている販売目標の半分の数値に達した

<u>働</u>者に設定されている販売目標の半分の数値に達した場合には、<u>通常の労働者</u>が販売目標を達成した場合の半分を支給している。

ロ <u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>である X は、<u>短時間</u>労働者である Y と同様の<u>業務</u>に従事しているが、 X は生産効率<u>及び</u>品質の目標値に対する責任を負っており、<u>当該目標値を達成していない</u>場合、<u>待遇</u>上のペナルティを課されている。<u>その一方で</u>、 Y は、生産効率<u>及び</u>品質の目標値<u>に対する</u>責任を負っておらず、<u>当該</u>目標値<u>を達成していない</u>場合にも、<u>待遇</u>上のペナルティを課されていない。<u>A</u>社は、X に対し Y に比べ、ペナルティを課していることとのバランスに応じて基本給を高くしている。

#### (問題となる例)

基本給の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給しているA社において、通常の労働者が販売目標を達成した場合に行っている支給を、短時間労働者であるXについて通常の労働者と同一の販売目標を設定し、それを達成しない場合には行っていない。

場合には、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>が販売目標を達成した場合の半分を支給している。

#### <問題とならない例②>

・<u>B</u>社においては、無期雇用フルタイム労働者であるXは、パートタイム労働者であるYと同様の仕事に従事しているが、Xは生産効率や品質の目標値に対する責任を負っており、目標が未達の場合、処遇上のペナルティを課されている。一方、Yは、生産効率や品質の目標値の達成の責任を負っておらず、生産効率が低かったり、品質の目標値が未達の場合にも、処遇上のペナルティを課されていない。B 社はXに対しYに比べ、ペナルティを課していることとのバランスに応じた高額の基本給を支給している。

#### <問題となる例>

- ・基本給の一部について労働者の業績・成果に応じて支給しているC社において、無期雇用フルタイム労働者が販売目標を達成した場合に行っている支給を、パートタイム労働者であるXが無期雇用フルタイム労働者の販売目標に届かない場合には行っていない。
- (注)基本給とは別に、「手当」として、労働者の業績・成果に応じた支給を行おうとする場合も同様である。

# (3) 基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給する場合

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給する場合、<u>通</u>常の労働者と同一の勤続年数である<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、勤続年数に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、勤続年数に一定の<u>相違</u>がある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

# (問題とならない例)

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しているA 社において、有期雇用労働者であるXに対し、当初の労働契約 の開始時から通算して勤続年数を評価した上で支給している。

#### (問題となる例)

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給している<u>A</u> 社において、有期雇用労働者であるXに対し、勤続年数につい て当初の<u>労働</u>契約<u>の</u>開始時から通算せず、その時点の<u>労働</u>契約 の期間のみの評価により支給している。

# ③基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給 しようとする場合

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しよう とする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の勤続年 数である有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、 勤続年数に応じた部分につき、同一の支給をしなければ ならない。また、勤続年数に一定の<u>違い</u>がある場合にお いては、その相違に応じた支給をしなければならない。

#### <問題とならない例>

・基本給について労働者の勤続年数に応じて支給しているA社において、有期雇用労働者であるXに対し、<u>勤続年数について</u>当初の<u>雇用</u>契約開始時から通算して勤続年数を評価した上で支給している。

#### <問題となる例>

・基本給について労働者の勤続年数に応じて支給している<u>B</u>社において、有期雇用労働者であるXに対し、勤続年数について当初の<u>雇用</u>契約開始時から通算せず、その時点の<u>雇用</u>契約の期間のみの評価により支給している。

(4) 昇給について、<u>労働者の</u>勤続による能力の向上に応じて行う場合

昇給について、<u>労働者の</u>勤続による能力の向上に応じて行う場合、<u>通常の労働者</u>と同様に勤続により能力が向上した<u>短時間・有期雇用労働者には</u>、勤続による能力の向上に応じた部分につき、同一の昇給を行わなければならない。また、勤続による能力の向上に一定の<u>相違</u>がある場合においては、その相違に応じた昇給を行わなければならない。

(注) 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、各種手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理なものであってはならない。

また、<u>通常の労働者</u>と定年後の継続雇用の有期雇用労働者<u>と</u>の間の賃金<u>の相違</u>については、実際に両者の間に職務<u>の</u>内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違がある

④昇給について、勤続による<u>職業</u>能力の向上に応じて行おうとする場合

昇給について、勤続による<u>職業</u>能力の向上に応じて行<u>お</u> うとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同様に勤続 により<u>職業</u>能力が向上した<u>有期雇用労働者又はパートタ</u> イム労働者に、勤続による<u>職業</u>能力の向上に応じた部分 につき、同一の昇給を行わなければならない。また、勤 続による<u>職業</u>能力の向上に一定の<u>違い</u>がある場合におい ては、その相違に応じた昇給を行わなければならない。

(注)無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者又はパートタイム労働者の間に基本給や各種手当といった賃金に差がある場合において、その要因として無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者又はパートタイム労働者の賃金の決定基準・ルールの違いがあるときは、「無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者又はパートタイム労働者は将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない。

また、無期雇用フルタイム労働者と定年後の継続雇用の有期雇用労働者の間の賃金差については、実際に両者の間に職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の違いが

場合は、その相違に応じた賃金の相違は許容される。

さらに、定年制の下における通常の労働者の賃金体系は、当 該労働者が定年に達するまで長期間雇用することを前提に定 められたものであることが少なくないと解される。これに対 し、事業主が定年に達した者を有期雇用労働者として継続雇用 する場合、当該者を長期間雇用することは通常予定されていな い。また、定年に達した後に継続雇用される有期雇用労働者は、 定年に達するまでの間、通常の労働者として賃金の支給を受け てきた者であり、一定の要件を満たせば老齢厚生年金の支給を 受けることが予定されている。そして、このような事情は、定 年に達した後に継続雇用される有期雇用労働者の賃金体系の 在り方を検討するに当たって、その基礎になるものであるとい うことができる。そうすると、有期雇用労働者が定年に達した 後に継続雇用された者であることは、通常の労働者と当該有期 雇用労働者との間の待遇の相違が不合理であるか否かを判断 するに当たり、短時間・有期雇用労働法第八条における「その 他の事情」として考慮される事情に当たりうる。また、定年に 達した後に引き続き有期雇用労働者として雇用する場合の待 遇について、例えば、労働組合等との交渉を経て、当該有期雇 用労働者に配慮したものとしたことや、待遇の性質及び目的を 踏まえつつ他の待遇の内容を考慮すると、通常の労働者との間 の差が一定の範囲にとどまっていること、老齢厚生年金の報酬 比例部分の支給が開始されるまでの間、一定の上乗せが行われ ること、定年退職に関連して退職一時金や企業年金の支給を受

ある場合は、その<u>違い</u>に応じた賃金<u>差</u>は許容される。<u>なお、</u> 定年後の継続雇用において、退職一時金及び企業年金・公的 年金の支給、定年後の継続雇用における給与の減額に対応し た公的給付がなされていることを勘案することが許容される か否かについては、今後の法改正の検討過程を含め、検討を 行う。

長澤運輸事件最高裁判決を受けて追記

けていることなどの様々な事情が総合考慮されて、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理であるか否かが判断されるものと考えられる。したがって、当該有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用される者であることのみをもって、直ちに通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理ではないとされるものではない。

#### 2 手当

(1)賞与について、会社の業績等への<u>労働者の</u>貢献に応じて支給 する場合

賞与について、会社の業績等への<u>労働者の</u>貢献に応じて支給する場合、<u>通常の労働者</u>と同一の貢献である<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、貢献に応じた部分につき、同一の賞与を支給しなければならない。また、貢献に一定の<u>相違</u>がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

#### (問題とならない例)

イ 賞与について、会社の業績等への<u>労働者の</u>貢献に応じた支 給をしているA社において、<u>通常の労働者</u>であるXと同一の 会社<u>の</u>業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対 して、Xと同一の支給をしている。

# (2) 手当

①賞与について、会社の業績等への貢献に応じて支 給しようとする場合

賞与について、会社の業績等への貢献に応じて支給<u>しようと</u>する場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の貢献である有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の<u>違い</u>がある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

## <問題とならない例①>

・賞与について、会社の業績等への貢献に応じた支給をしているA社において、無期雇用フルタイム労働者であるXと同一の会社業績への貢献がある有期雇用労働者であるYに対して、Xと同一の支給をしている。

# <問題とならない例②>

ロ <u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>である X は、生産効率 <u>及び</u> 品質の目標値に対する責任を負っており、<u>当該</u>目標<u>値を達成していない</u>場合、<u>待遇</u>上のペナルティを課されている。<u>その</u>一方で、通常の労働者である Y や、有期雇用労働者である Z は、生産効率 <u>及び</u>品質の目標値に対する責任を負っておらず、<u>当該</u>目標値<u>を達成していない</u>場合にも、<u>待遇</u>上のペナルティを課されていない。<u>A</u>社は、Xに対し、賞与を支給しているが、YやZに対しては、ペナルティを課していないこととの見合いの範囲内で、賞与を支給していない。

#### (問題となる例)

- イ 賞与について、会社の業績等への<u>労働者の</u>貢献に応じた支 給をしている<u>A</u>社において、<u>通常の労働者</u>であるXと同一の 会社<u>の</u>業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対 し、Xと同一の支給をしていない。
- ロ 賞与について、<u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>には職務<u>の</u> 内容や貢献等にかかわらず全員に支給しているが、<u>短時間・</u> 有期雇用労働者には支給していない。
- (2)役職手当について、役職の内容(責任の程度)に対して支

・<u>B社においては、無期雇用フルタイム労働者</u>であるXは、 生産効率や品質の目標値に対する責任を負っており、目標 <u>が未達の</u>場合、<u>処遇</u>上のペナルティを課されている。一 方、無期雇用フルタイム労働者であるYや、有期雇用労働 者であるZは、生産効率や品質の目標値<u>の達成の</u>責任を負 っておらず、生産効率が低かったり、品質の目標値が未達 の場合にも、<u>処遇</u>上のペナルティを課されていない。<u>B社</u> はXに対して賞与を支給しているが、YやZに対しては、 ペナルティを課していないこととの見合いの範囲内で、支 給していない。

#### <問題となる例①>

・賞与について、会社の業績等への貢献に応じた支給をしている<u>C</u>社において、無期雇用フルタイム労働者であるXと同一の会社業績への貢献がある有期雇用労働者であるYに対して、Xと同一の支給をしていない。

## <問題となる例②>

- ・賞与について、<u>D</u>社においては、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>には職務内容や貢献等にかかわらず全員に支給しているが、<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には支給していない。
- ②役職手当について、役職の内容、責任の範囲・程

#### 給する場合

役職手当について、役職の内容<u>(</u>責任の程度<u>)</u>に対して支給する場合、<u>通常の労働者</u>と同一の<u>内容の</u>役職に就く<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、同一の<u>役職手当を</u>支給しなければならない。また、役職の内容に一定の<u>相違</u>がある場合においては、その相違に応じた役職手当を支給しなければならない。

#### (問題とならない例)

- イ 役職手当について、役職の内容(責任の程度)に対して支給しているA社において、通常の労働者であるXと同一の役職名(例えば店長)であって同一の内容(例えば営業時間中の店舗の適切な運営)の役職に就く有期雇用労働者であるYに対し、同一の役職手当を支給している。
- ロ 役職手当について、役職の内容(責任の程度)に対して支給しているA社において、通常の労働者であるXと同一の役職名であって同一の内容の役職に就く短時間労働者であるYに、所定労働時間に比例した役職手当(例えば、所定労働時間が通常の労働者の半分の短時間労働者にあっては、通常の労働者の半分の役職手当)を支給している。

# 度に対して支給しようとする場合

役職手当について、役職の内容、責任の<u>範囲・</u>程度に対して支給<u>しようと</u>する場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の役職・責任に就く有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、同一の支給をしなければならない。また、役職の内容、責任に一定の<u>違い</u>がある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

### <問題とならない例①>

・役職手当について役職の内容、責任の<u>範囲・</u>程度に対して支給しているA社において、無期雇用フルタイム労働者である Xと同一の役職名(例:店長)で役職の内容・責任も同一で ある役職に就く有期雇用労働者であるYに、同一の役職手当 を支給している。

### <問題とならない例②>

・役職手当について役職の内容、責任の<u>範囲・</u>程度に対して支給している<u>B</u>社において、無期雇用フルタイム労働者である Xと同一の役職名<u>(例:店長)で役職の内容・責任も同じ</u> <u>(例:営業時間中の店舗の適切な運営)である</u>役職に就く<u>有</u> 期雇用パートタイム労働者であるYに、時間比例の役職手当 (例えば、労働時間が<u>フルタイム労働者</u>の半分のパートタイ <u>ム</u>労働者には、<u>フルタイム労働者</u>の半分の役職手当)を支給 している。

#### (問題となる例)

役職手当について、役職の内容<u>(</u>責任の程度<u>)</u>に対して支給している<u>A</u>社において、<u>通常の労働者</u>であるXと同一の役職名で<u>あって同一の内容の</u>役職に就く有期雇用労働者であるYに、Xに比べて役職手当を低くしている。

(3)業務の危険度又は作業環境に応じて支給される特殊作業手当

<u>通常の労働者</u>と同一の危険度又は作業環境の業務に従事する<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、同一の<u>特殊作業手当を</u>支給しなければならない。

(4)交替制勤務<u>等の</u>勤務形態に応じて支給される特殊勤務手当 <u>通常の労働者</u>と同一の勤務形態で業務に<u>従事する短時間・有</u> <u>期雇用労働者</u>には、同一の<u>特殊勤務手当を</u>支給しなければなら ない。

### (問題とならない例)

イ A社においては、<u>通常の労働者か短時間・有期雇用労働者か</u>の別を問わず、<u>就業する時間帯又は</u>曜日を特定して<u>就</u>業する労働者については、労働者の採用が難しい時間帯(早

### <問題となる例>

- ・役職手当について役職の内容、責任の<u>範囲・</u>程度に対して支給している<u>C</u>社において、無期雇用フルタイム労働者である Xと同一の役職名<u>(例:店長)</u>で役職の内容・責任も同一で <u>ある</u>役職に就く有期雇用労働者であるYに、Xに比べて<u>低額</u> の役職手当を支給している。
- ③業務の危険度又は作業環境に応じて支給される特 殊作業手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の危険度又は作業環境の業務に当たる有期雇用労働者又はパートタイム労働者」には同一の支給をしなければならない。

④交替制勤務<u>など</u>勤務形態に応じて支給される特殊 勤務手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の勤務形態で業務に<u>当</u> たる有期雇用労働者又はパートタイム労働者には同一の 支給をしなければならない。

#### <問題とならない例①>

・A社においては、無期雇用フルタイム労働者・有期雇用労働者・パートタイム労働者の別を問わず、<u>勤務</u>曜日・時間を特定して勤務する労働者については、採用が難しい曜日(土日

朝又は深夜)又は曜日(土日祝日)に就業する場合に時給 に上乗せして特殊勤務手当を支給するが、それ以外の労働 者にはそのような上乗せをして支給していない。

ロ <u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>である X <u>について</u>は、入社に当たり、交替制勤務に従事することは必ずしも確定しておらず、生産の都合等に応じて通常勤務に従事することもあり、交替制勤務に従事した場合に限り特殊勤務手当が支給されている。<u>短時間</u>労働者である Y <u>について</u>は、採用に当たり、交替制勤務に従事することが明確にされた上で入社し、<u>Yの基本給には、通常の労働者</u>に支給される特殊勤務手当と同一の交替制勤務の負荷分が盛り込まれており、<u>Yには、</u>実際に通常勤務のみに従事する<u>短時間</u>労働者に比べ基本給<u>を高くしている。A社は X に対し、特殊勤務手当を支給している</u>が、Yに対しては支給していない。

#### (5)精皆勤手当

<u>通常の労働者と業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者</u>には、同一の精皆勤手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

祝祭日)や時間帯(早朝・深夜)の時給を上乗せして支給するが、それ以外の労働者にはそのような上乗せ支給<u>は</u>しない。

#### <問題とならない例②>

・<u>B</u>社においては、無期雇用フルタイム労働者である X は、入社に当たり、交替制勤務に従事することは必ずしも確定しておらず、生産の都合等に応じて通常勤務に従事することもあれば、交替制勤務に従事することもあり、交替制勤務に従事した場合に限り特殊勤務手当が支給されている。パートタイム労働者である Y は、採用に当たり、交替制勤務に従事することが明確にされた上で入社し、無期雇用フルタイム労働者に支給される特殊勤務手当と同一の交替制勤務の負荷分が基本給に盛り込まれており、実際に通常勤務のみに従事するパートタイム労働者に比べ高い基本給が支給されている。 X には特殊勤務手当が支給されているが、 Y には支給されていない。

# ⑤精皆勤手当

無期雇用フルタイム労働者と業務内容が同一の<u>有期雇用</u> 労働者又はパートタイム労働者には同一の支給<u>を</u>しなければならない。

<問題とならない例>

A社においては、考課上、欠勤についてマイナス査定を行い、かつ、そのことを待遇に反映する通常の労働者である Xには、一定の日数以上出勤した場合に精皆勤手当を支給しているが、考課上、欠勤についてマイナス査定を行っていない有期雇用労働者である Yには、マイナス査定を行っていないこととの見合いの範囲内で、精皆勤手当を支給していない。

# (6) 時間外労働に対して支給される手当

通常の労働者の所定労働時間を超えて、通常の労働者と同一の時間外労働を行った短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者の所定労働時間を超えた時間につき、同一の割増率等で、時間外労働に対して支給される手当を支給しなければならない。

### (7) 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当

通常の労働者と同一の深夜労働又は休日労働を行った<u>短時間・有期雇用労働者には、同一の割増率等で、深夜労働又は休日労働に対して支払われる手当を</u>支給しなければならない。

### (問題とならない例)

A社においては、<u>通常の労働者</u>であるXと<u>時間数及び職務</u> <u>の内容が同一の</u>深夜<u>労働又は</u>休日労働を行った<u>短時間</u>労働者 であるYに、同一の深夜労働又は休日労働に対して支給され ・A社においては、考課上、欠勤についてマイナス査定を行い、かつ、<u>処遇</u>反映<u>を行っている無期雇用フルタイム労働者</u>である X には、一定の日数以上出勤した場合に精皆勤手当を支給<u>する</u>が、考課上、欠勤についてマイナス査定を行っていない有期雇用労働者である Y には、マイナス査定を行っていないこととの見合いの範囲内で、精皆勤手当を支給していない。

# 6時間外労働手当

■ 無期雇用フルタイム労働者の所定労働時間を超えて同一の時間外労働を行った<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、無期雇用フルタイム労働者の所定労働時間 ■ を超えた時間につき、同一の割増率等で支給<u>を</u>しなけれ ■ ばならない。

# ⑦深夜・休日労働手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の深夜・休日労働を行った<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、同一の割増率等で支給<u>を</u>しなければならない。

### <問題とならない例>

・A社においては、無期雇用フルタイム労働者であるXと同じ時間、深夜・休日労働を行ったパートタイム労働者であるYに、同一の深夜・休日労働手当を支給している。

<u>る</u>手当を支給している。

#### (問題となる例)

<u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>である X と <u>時間数及び職務</u> <u>の内容が同一の</u>深夜<u>労働又は</u>休日労働を行った<u>短時間</u>労働者 である Y に、<u>深夜労働又は休日労働以外の</u>勤務時間が短いことから、深夜<u>労働又は</u>休日労働<u>に対して支給される</u>手当の単価も通常の労働者より低くしている。

「採用圏を限定」すること は公正な採用選考との関係 で問題があるため、事例を 修正

(8) 通勤手当及び出張旅費

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の<u>通勤手</u> 当及び出張旅費を支給しなければならない。

(問題しならない例)

イ A社においては、一般の採用である通常の労働者に対し、 交通費実費の全額に相当する通勤手当を支給しているが、A 社の近隣から通える範囲での通勤手当の上限を設定して採 用した短時間労働者に対しては、当該上限の額の範囲内で通 勤手当を支給しているところ、短時間労働者であるXが、そ の後、本人の都合で通勤手当の上限の額の範囲の外へ転居し

#### <問題となる例>

・<u>B</u>社においては、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>である X と<u>同じ</u> 時間、深夜・休日労働を行ったパートタイム</u>労働者である Y に、勤務時間が短いことから、深夜・休日労働手当の単価もフルタイム労働者より低くしている。

# ⑧通勤手当・出張旅費

■ 有期雇用労働者又はパートタイム労働者にも、無期雇用 ■ フルタイム労働者と同一の支給をしなければならない。

### <問題とならない例①>

・A社においては、採用圏を限定していない無期雇用フルタイム労働者については、通勤手当は交通費実費の全額を支給している。他方、採用圏を近隣に限定しているパートタイム労働者であるXが、その後、本人の都合で圏外へ転居した場合には、圏内の公共交通機関の費用の限りにおいて、通勤手当の支給を行っている。

た場合には、<u>当該上限の額の範囲内で</u>通勤手当を支給している。

- ロ <u>A</u>社においては、<u>通勤手当について、</u>所定労働日数が多い (<u>例えば</u>週4日以上) <u>通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者</u>には、月額の定期券の金額に相当する額を支給しているが、所定労働日数が少ない(<u>例えば</u>週3日以下)又は出勤日数が変動する<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、日額の交通費に相当する額を支給している。
- (9) <u>労働時間の途中</u>に食事<u>のための休憩</u>時間が<u>ある</u>労働者に対する食費の負担補助として支給する食事手当 <u>短時間・有期雇用労働者</u>にも、<u>通常の労働者</u>と同一の<u>食事</u> 手当を支給しなければならない。

# (問題とならない例)

A社においては、<u>その労働時間の途中に</u>昼食<u>のための休憩</u>時間がある通常の労働者である X に支給している食事手当を、<u>その労働時間の途中に昼食のための休憩時間がない(例えば</u>午後 2 時から 5 時までの勤務<u>)短時間</u>労働者である Y には支給していない。

### <問題とならない例②>

- ・<u>B</u>社においては、所定労働日数が多い(週4日以上)無期雇用フルタイム労働者、有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、月額の定期代を支給するが、所定労働日数が少ない(週3日以下)又は出勤日数が変動する有期雇用労働者又はパートタイム労働者には日額の交通費を支給している。
- ⑨<u>勤務時間内</u>に食事時間が<u>挟まれている</u>労働者に対する食費の負担補助として支給する食事手当 <u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>にも、<u>無期雇用</u> フルタイム労働者と同一の支給をしなければならない。

#### <問題とならない例>

・A社においては、昼食時間帯を挟んで勤務している無期雇用 フルタイム労働者であるXに支給している食事手当を、午後 2時から5時までの勤務時間のパートタイム労働者であるY には支給していない。

#### (問題となる例)

<u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>であるXには、有期雇用労働者であるYに比べ、食事手当を高くしている。

#### (10) 単身赴任手当

<u>通常の労働者</u>と同一の支給要件を満たす<u>短時間・有期雇用</u> 労働者には、同一の単身赴任手当を支給しなければならない。

(11)特定の地域で働く労働者に対する補償として支給する地域手当

<u>通常の労働者</u>と同一の地域で働く<u>短時間・有期雇用労働者</u> には、同一の<u>地域手当を</u>支給しなければならない。

# (問題とならない例)

A社においては、<u>通常の労働者</u>であるXには全国一律の基本給<u>の</u>体系<u>を適用している</u>一方<u>で</u>、転勤があることから、地域の物価等を勘案した地域手当を支給しているが、有期雇用労働者であるYと<u>短時間</u>労働者であるZについては、それぞれの地域で採用<u>し</u>、それぞれの地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当を支給していない。

#### <問題となる例>

・<u>B</u>社においては、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>であるXには、 <u>高額の食事手当を支給し、</u>有期雇用労働者であるYに<u>は低額</u> の食事手当を支給している。

# ⑩単身赴任手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の支給要件を満たす<u>有</u> 期雇用労働者又はパートタイム労働者には、同一の支給 をしなければならない。

⑪特定の地域で働く労働者に対する補償として支給する地域手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の地域で働く<u>有期雇用</u> 労働者又はパートタイム労働者には、同一の支給<u>を</u>しな ければならない。

#### <問題とならない例>

・A社においては、無期雇用フルタイム労働者であるXには全国一律の基本給体系である一方、転勤があることから、地域の物価等を勘案した地域手当を支給しているが、有期雇用労働者であるYとパートタイム労働者であるZには、それぞれの地域で採用、それぞれの地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当は支給していない。

#### (問題となる例)

 $\underline{A}$ 社においては、 $\underline{\underline{A}}$ 常の労働者であるXと有期雇用労働者であるYにはいずれも全国一律の基本給 $\underline{O}$ 体系 $\underline{\underline{E}}$ 適用しており、かつ、いずれも転勤があるにもかかわらず、Yには地域手当を支給していない。

#### 3 福利厚生

(1) 福利厚生施設(給食施設、休憩室及び更衣室)

通常の労働者と同一の<u>事業所</u>で働く<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、同一の<u>福利厚生施設(給食施設、休憩室及び更衣室)の</u>利用を認めなければならない。

#### (2) 転勤者用社宅

通常の労働者と同一の支給要件(例えば転勤の有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸、収入の額)を満たす<u>短時間・有期雇用</u>労働者には、同一の<u>転勤者用社宅の</u>利用を認めなければならない。

(3) 慶弔休暇<u>並びに</u>健康診断に伴う勤務免除<u>及び</u>有給保障 <u>短時間・有期雇用労働者</u>にも、<u>通常の労働者</u>と同一の<u>慶</u>弔休 <u>暇並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給保障を</u>付与しなければならない。

#### <問題となる例>

・<u>B</u>社においては、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>である X と有期 雇用労働者である Y はいずれも全国一律の基本給体系であ り、かつ、いずれも転勤があるにもかかわらず、 Y には地域 手当を支給していない。

# (3)福利厚生

①福利厚生施設(食堂、休憩室、更衣室)

無期雇用フルタイム労働者と同一の事業場で働く<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、同一の利用を認めなければならない。

# ②転勤者用社宅

無期雇用フルタイム労働者と同一の支給要件(転勤の有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸、収入の額<u>など</u>)を満たす有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、同一の利用を認めなければならない。

③慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除・有給保障 <u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者にも、無期雇用</u> <u>フルタイム労働者と同一の付与をしなければならない。</u>

# (問題とならない例)

A社においては、<u>通常の労働者</u>であるXと同様の出勤日が 設定されている<u>短時間</u>労働者であるYに対しては、<u>通常の労</u> <u>働者</u>と同様に<u>慶</u>用休暇を付与しているが、週2日の勤務の<u>短</u> 時間</u>労働者であるZに対しては、勤務日の振替での対応を基 本としつつ、振替が困難な場合のみ慶用休暇を付与している。

#### (4)病気休職

短時間労働者(有期雇用労働者である場合を除く。)には、通常の労働者と同一の病気休職を認めなければならない。また、有期雇用労働者にも、労働契約の残存期間を踏まえて、病気休職を認めなければならない。

### (問題とならない例)

A社においては、<u>労働</u>契約<u>の</u>期間が1年である有期雇用労働者であるXに<u>ついて</u>、病気休職の期間は<u>労働</u>契約<u>の</u>期間<u>が</u>終了<u>する</u>日までとしている。

(5) 法定外<u>の有給の休暇その他の法定外の</u>休暇(慶弔休暇を除く。) について、勤続期間に応じて認めている場合 法定外<u>の有給の休暇その他の法定外の</u>休暇(慶弔休暇を除

く<u>。</u>)について、勤続期間に応じて認めている場合、<u>通常の労働</u>者と同一の勤続期間である短時間・有期雇用労働者には、同一

#### <問題とならない例>

・A社においては、慶弔休暇について、無期雇用フルタイム労働者であるXと同様の出勤日が設定されているパートタイム労働者であるYに対しては、無期雇用フルタイム労働者と同様に付与しているが、週2日の短日勤務のパートタイム労働者であるZに対しては、勤務日の振替での対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与している。

# 4病気休職

■無期雇用パートタイム労働者には、無期雇用フルタイム 労働者と同一の付与をしなければならない。また、有期 雇用労働者にも、労働契約の残存期間を踏まえて、付与 ■ をしなければならない。

### <問題とならない例>

- ・A社においては、契約期間が1年である有期雇用労働者であるXに対し、病気休職の期間は契約期間の終了日までとしている。
  - ⑤法定外<u>年休・</u>休暇(慶弔休暇を除く)について、 勤続期間に応じて認めている場合

| 法定外<u>年休・</u>休暇(慶弔休暇を除く)について、勤続期 | 間に応じて認めている場合、無期雇用フルタイム労働者 | と同一の勤続期間である<u>有期雇用労働者又はパートタイ</u> | <u>ム労働者</u>には、同一の付与をしなければならない。な

の付与をしなければならない。なお、<u>期間の定めのある労働契</u> <u>約</u>を更新している場合には、当初の<u>労働契約の開始時</u>から通算 した期間を勤続期間として算定することを要する。

#### (問題とならない例)

A社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるXに対し、勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日の休暇を付与しており、短時間労働者であるYに対して、所定労働時間に比例した日数を付与している。

#### 4 その他

(1)教育訓練について、現在の職務<u>の遂行</u>に必要な技能<u>又は</u>知 識を習得するために実施する場合

教育訓練について、現在の職務<u>の遂行</u>に必要な技能<u>又は</u>知識 を習得するために実施する場合、<u>通常の労働者</u>と職務<u>の</u>内容<u>が</u> 同一である<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、同一の実施をしなけ ればならない。また、職務の内容に一定の<u>相違</u>がある場合にお いては、その相違に応じた実施をしなければならない。 お、<u>有期労働契約</u>を更新している場合には、当初の<u>契約</u> <u>期間</u>から通算した期間を勤続期間として算定することを 要する。

### <問題とならない例>

・A社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償の趣旨で付与していることから、無期雇用フルタイム労働者であるXに対し勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日という休暇を付与しており、無期雇用パートタイム労働者であるYに対して、労働時間に比例した日数を付与している。

# (4) その他

①教育訓練について、現在の職務に必要な技能・知識を習得するために実施しようとする場合

教育訓練について、現在の職務に必要な技能・知識を習得するために実施しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の職務内容である有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、同一の実施をしなければならない。また、職務の内容、責任に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた実施をしなければならない。

# (2) 安全管理に関する措置及び給付

通常の労働者と同一の業務環境に置かれている<u>短時間・有期</u> 雇用労働者には、同一の<u>安全管理に関する措置及び給付</u>をしな ければならない。

# ②安全管理に関する措置・給付

無期雇用フルタイム労働者と同一の業務環境に置かれている有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、同一 の支給をしなければならない。